ここ見て！たはら

新型コロナウイルス感染症に関する給付金などの税務上の取り扱いについて

課税対象	雇用調整助成金
	家賃支援給付金
	休業支援金　など
非課税対象	子育て世帯への臨時特別給付金（10万円）　など

※その他の助成金などについては、交付先または国税庁HPをご確認ください

▲国税庁HP
（新型コロナによる給付金の課税取り扱い）

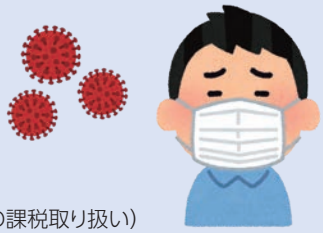

ふるさと納税の申告漏れにご注意ください！

次のことに該当する方は、ワンストップ特例の申請（ふるさと納税した自治体に申請書を提出）を行った場合でも、ワンストップ特例が適用できません。その年のふるさと納税の全額を含んだ確定申告をする必要があります。

①確定申告を提出する場合
医療費控除の適用を受けるために確定申告をする場合など
②ふるさと納税先の自治体数が6団体以上となる場合

医療費控除を受ける方

医療費控除を受けるためには、「医療費控除の明細書」の作成・提出が必要です。

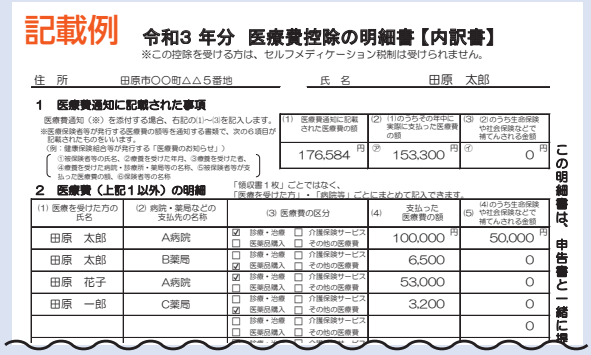

記載例　令和3 年分　医療費控除の明細書【内訳書】
※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住　所　田原市〇〇町△△５番地　　氏　名　田原　太郎

1　医療費通知に記載された事項

医療費通知（※）を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。
※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。
（例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」）
①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
176,584 円	㋐ 153,300 円	㋑ 0 円

2　医療費（上記１以外）の明細

「領収書１枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
田原　太郎	A病院	☑ 診療・治療　☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入　☐ その他の医療費	100,000 円	50,000 円
田原　太郎	B薬局	☐ 診療・治療　☐ 介護保険サービス ☑ 医薬品購入　☐ その他の医療費	6,500	0
田原　花子	A病院	☑ 診療・治療　☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入　☐ その他の医療費	53,000	0
田原　一郎	C薬局	☐ 診療・治療　☐ 介護保険サービス ☑ 医薬品購入　☐ その他の医療費	3,200	0
		☐ 診療・治療　☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入　☐ その他の医療費		0

この明細書は、申告書と一緒に提出

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

健康の保持増進および疾病の予防への一定の取り組み（健康診査、予防接種など）を行っている方が、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために12,000円以上の特定一般用医療薬品など（スイッチOTC医薬品）を購入した場合には、「セルフメディケーション税制」（通常の医療費控除との選択適用）を受けることができます。

詳しくは国税庁HPや電話相談センターまでお問い合せください。

▲国税庁HP
（医療費控除）

介護保険と医療費控除

介護保険の認定を受けた方のおむつ代にかかる医療費控除

医師の発行する「おむつ使用証明書」があれば、おむつ代は医療費控除の対象となります。控除を受けるのが2年目以降の方は、高齢福祉課（東三河広域連合田原窓口）、赤羽根市民センター、渥美支所市民生活課で証明書の交付ができる場合があります。

介護保険の認定を受けた方の障害者控除

令和4年1月下旬頃に、障害者控除の対象となる方に「認定書」を送付しています。

※介護保険の認定は受けていないが寝たきりの方は、障害者控除の対象となる場合がありますのでご相談ください
※証明書・認定書の発行に関する手続きなど、詳しくはお問い合わせください

▶高齢福祉課
☎23-3217